

第235期 中間決算公告

平成21年12月15日

長崎市銅座町1番11号

株式会社 十八銀行

代表執行役 宮 脇 雅 俊
頭 取

中間貸借対照表（平成21年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	49,955	預 金	2,014,360
コールローン	32,000	譲渡性預金	62,676
買現先勘定	—	コールマネー	19,103
債券貸借取引支払保証金	—	売現先勘定	—
買入手形	—	債券貸借取引受入担保金	5,029
買入金銭債権	—	売渡手形	—
商品有価証券	166	コマースャル・ペーパー	—
金銭の信託	5,014	借 用 金	15,038
有価証券	870,552	外 国 為 替	484
貸出金	1,269,620	短 期 社 債	—
外国為替	2,046	社 債	8,000
その他資産	7,595	新株予約権付社債	—
有形固定資産	41,709	その他負債	15,418
無形固定資産	5,512	未払法人税等	20
繰延税金資産	21,610	リ ー ス 債 務	443
再評価に係る繰延税金資産	—	その他の負債	14,955
支払承諾見返	10,117	賞 与 引 当 金	—
貸倒引当金	△ 36,217	役員賞与引当金	—
投資損失引当金	△ 809	退職給付引当金	9,513
		役員退職慰労引当金	—
		睡眠預金払戻損失引当金	215
		偶発損失引当金	2,804
		特別法上の引当金	—
		繰延税金負債	—
		再評価に係る繰延税金負債	8,453
		負 の の れ ん	—
		支 払 承 諾	10,117
		負債の部合計	2,171,215
		（純資産の部）	
		資 本 金	24,404
		新株式申込証拠金	—
		資本剰余金	20,283
		資本準備金	19,914
		その他資本剰余金	368
		利益剰余金	52,186
		利益準備金	7,531
		その他利益剰余金	44,654
		別途積立金	40,000
		固定資産圧縮積立金	135
		土地特別積立金	158
		繰越利益剰余金	4,360
		自己株式	△ 1,365
		自己株式申込証拠金	—
		株主資本合計	95,509
		その他有価証券評価差額金	2,044
		繰延ヘッジ損益	△ 645
		土地再評価差額金	10,750
		評価・換算差額等合計	12,149
		新株予約権	—
		純資産の部合計	107,658
資産の部合計	2,278,874	負債及び純資産の部合計	2,278,874

中間損益計算書 〔 平成21年4月1日 から 平成21年9月30日 まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		25,214
資 金 運 用 収 益	20,000	
(うち貸出金利息)	(14,185)	
(うち有価証券利息配当金)	(5,765)	
役 務 取 引 等 収 益	3,207	
そ の 他 業 務 収 益	1,205	
そ の 他 経 常 収 益	800	
経 常 費 用		21,957
資 金 調 達 費 用	2,391	
(うち預金利息)	(1,723)	
役 務 取 引 等 費 用	1,560	
そ の 他 業 務 費 用	1,193	
営 業 経 費	14,195	
そ の 他 経 常 費 用	2,615	
経 常 利 益		3,257
特 別 利 益		1,955
特 別 損 失		431
税 引 前 中 間 純 利 益		4,781
法人税、住民税及び事業税		14
法 人 税 等 調 整 額		1,554
法 人 税 等 合 計		1,568
中 間 純 利 益		3,212

個別注記表

注 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	19年～50年
そ の 他	3年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産については、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額から担保評価額等を控除した純与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法。以下「DCF法」という。)

により引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 24,757 百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(3年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、業務上発生する可能性のある偶発損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当中間期末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 15 号)を適用して実施してございました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成 15 年度から 7 年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当中間期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 21 百万円(税効果額控除前)であります。なお、繰延ヘッジ利益はありません。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び資金関連スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資額総額 1,620 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 6,870 百万円、延滞債権額は 44,229 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 114 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 14,619 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 65,833 百万円であります。

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 8,368 百万円であります。

7. ローン・パーティシペーションで、平成 7 年 6 月 1 日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 3 号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、33,499 百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 153,758 百万円

担保資産に対応する債務

預金 1,357 百万円

債券貸借取引受入担保金 5,029 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 50,132 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 602 百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、371,360 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 366,831 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 4 号に定める地価税法上の路線価等に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 32,985 百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 7,000 百万円が含まれております。
13. 社債には、劣後特約付社債 8,000 百万円が含まれております。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する当行の保証債務の額は 2,120 百万円であります。

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益 279 百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却 1,067 百万円、偶発損失引当金繰入 882 百万円を含んでおります。
3. 1 株当たり中間純利益金額 18 円 03 銭
4. 継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、「減損損失」として特別損失に 410 百万円を計上しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成 21 年 9 月 30 日現在)

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	42,222	43,722	1,500
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	48,168	48,570	402
その他	—	—	—

合計	90,390	92,293	1,902
----	--------	--------	-------

(注) 時価は、当中間期末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの (平成 21 年 9 月 30 日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	37,917	34,486	△3,430
債券	610,530	621,417	10,887
国債	330,970	337,978	7,008
地方債	145,166	148,161	2,994
短期社債	—	—	—
社債	134,392	135,277	884
その他	121,177	117,152	△4,024
外国債券	92,114	91,858	△256
その他	29,062	25,294	△3,767
合計	769,625	773,057	3,432

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(追加情報)

変動利付国債について、当中間期末においては市場価格を時価とみなせない状況にあると判断し、合理的に算定された価額により評価しております。

これにより、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が 4,625 百万円増加、「繰延税金資産」が 1,870 百万円減少、「その他有価証券評価差額金」並びに「純資産合計」がそれぞれ 2,755 百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、当行から独立した複数の証券会社により呈示されたものであり、一般に広く普及している理論値モデル(国債の利回り等から推計した将来発生するキャッシュ・フローを現在価値に割り引く一般的な理論値モデル)を使用して算定されております。なお、主な価格決定変数は、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティであります。

2. その他有価証券で時価のあるものについては、①時価が取得原価に比べて 50%以上下落している場合、又は、②時価が取得原価に比べて 30%以上 50%未満下落している場合で、有価証券発行会社の財務状況や過去の時価の推移等を勘案し、時価の回復可能性があると思われる場合を除き、減損処理を実施する基準に変更しております。

当中間期における減損処理額は、19 百万円(うち、株式 19 百万円、外国債券一百万円)であります。

(追加情報)

従来、時価が取得原価に比べて 30%以上下落している有価証券については、時価の回復可能性がないものと判断し、減損処理を行っていましたが、世界的な金融危機により株式等のボラティリティが急激に大きくなっている状況等を鑑み、前事業年度の第 3 四半期より、①時価が取得原価に比べて 50%以上下落している場合、又は、②時価が取得原価に比べて 30%以上 50%未満下落している場合で、有価証券発行会社の財務状況や過去の時価の推移等を勘案し、時価の回復可能性があると思われる場合を除き、減損処理を実施する基準に変更しております。

この変更により、当中間期の時価のある有価証券の減損額は 3,630 百万円減少しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額 (平成 21 年 9 月 30 日現在)

内 容	金 額 (百万円)
満期保有目的の債券 私募事業債	3,590
その他有価証券 非上場株式 出資証券	1,514 414

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成 21 年 9 月 30 日現在)
 該当事項はありません。
2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成 21 年 9 月 30 日現在)
 該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	21,753 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	3,846 百万円
減価償却損金算入限度額超過額	636 百万円
その他	<u>8,467 百万円</u>
繰延税金資産小計	34,750 百万円
評価性引当金	<u>△ 8,333 百万円</u>
繰延税金資産合計	26,417 百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立額	△ 94 百万円
その他有価証券評価差額金	<u>△ 4,712 百万円</u>
繰延税金負債合計	△ 4,806 百万円
繰延税金資産の純額	<u>21,610 百万円</u>

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当中間期における費用計上はありません。
2. 当中間期に付与したストック・オプションはありません。

(自己資本比率関係)

国内基準に係る単体自己資本比率 11.58%

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 7社

会社名

- ・ 十八総合リース (株)
- ・ 十八ビジネスサービス (株)
- ・ 長崎保証サービス (株)
- ・ (株) 十八カード
- ・ 十八キャピタル (株)
- ・ 十八ソフトウェア (株)
- ・ (株) 長崎経済研究所

② 非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名

- ・ 十八キャピタル投資事業有限責任組合長崎1号

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

② 持分法適用の関連法人等

該当事項はありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名

- ・ 十八キャピタル投資事業有限責任組合長崎1号

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

④ 持分法非適用の関連法人等

該当事項はありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は、すべて9月末日であります。

中間連結貸借対照表（平成21年 9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	50,237	預 金	2,008,153
コールローン及び買入手形	32,000	譲 渡 性 預 金	62,676
買 現 先 勘 定	—	コールマネー及び売渡手形	19,103
債券貸借取引支払保証金	—	売 現 先 勘 定	—
買 入 金 銭 債 権	—	債券貸借取引受入担保金	5,029
特 定 取 引 資 産	—	コマーシャル・ペーパー	—
商 品 有 価 証 券	166	特 定 取 引 負 債	—
金 銭 の 信 託	5,014	借 用 金	21,340
有 価 証 券	869,474	外 国 為 替	484
貸 出 金	1,267,959	短 期 社 債	—
外 国 為 替	2,046	社 債	8,000
リース債権及びリース投資資産	11,777	新 株 予 約 権 付 社 債	—
そ の 他 資 産	9,921	そ の 他 負 債	23,078
有 形 固 定 資 産	43,166	賞 与 引 当 金	—
無 形 固 定 資 産	5,710	役 員 賞 与 引 当 金	—
繰 延 税 金 資 産	22,241	退 職 給 付 引 当 金	9,701
再評価に係る繰延税金資産	—	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	—
支 払 承 諾 見 返	10,605	利 息 返 還 損 失 引 当 金	135
貸 倒 引 当 金	△ 40,833	偶 発 損 失 引 当 金	2,804
投 資 損 失 引 当 金	—	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	215
		特 別 法 上 の 引 当 金	—
		繰 延 税 金 負 債	81
		再評価に係る繰延税金負債	8,453
		負 の の れ ん	—
		支 払 承 諾	10,605
		負 債 の 部 合 計	2,179,864
		（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	24,404
		新 株 式 申 込 証 拠 金	—
		資 本 剰 余 金	20,276
		利 益 剰 余 金	52,911
		自 己 株 式	△ 1,365
		自 己 株 式 申 込 証 拠 金	—
		株 主 資 本 合 計	96,227
		その他有価証券評価差額金	2,045
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 645
		土 地 再 評 価 差 額 金	10,730
		為 替 換 算 調 整 勘 定	—
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	12,129
		新 株 予 約 権	—
		少 数 株 主 持 分	1,266
		純 資 産 の 部 合 計	109,623
資 産 の 部 合 計	2,289,488	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,289,488

中間連結損益計算書

(平成21年 4月 1日から
平成21年 9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		28,921
資 金 運 用 収 益	20,144	
(うち貸出金利息)	(14,325)	
(うち有価証券利息配当金)	(5,768)	
役 務 取 引 等 収 益	3,486	
特 定 取 引 収 益	—	
そ の 他 業 務 収 益	4,480	
そ の 他 経 常 収 益	808	
経 常 費 用		25,290
資 金 調 達 費 用	2,441	
(うち預金利息)	(1,716)	
役 務 取 引 等 費 用	1,311	
特 定 取 引 費 用	—	
そ の 他 業 務 費 用	1,193	
営 業 経 費 用	17,531	
そ の 他 経 常 費 用	2,812	
経 常 利 益		3,630
特 別 利 益		1,926
特 別 損 失		433
税金等調整前中間純利益		5,123
法人税、住民税及び事業税		81
法人税等調整額		1,605
少数株主利益		315
中間純利益		3,120

連結注記表

注 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 19年～50年

そ の 他 3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産については、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

なお、貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額から担保評価額等を控除した純与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もること

ができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法。以下「DCF法」という。）により引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は24,757百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、上記に準じた方法により引き当てております。

(6) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

(7) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、業務上発生する可能性のある偶発損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(9) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息等の返還請求に備えるため必要な額を計上しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等については、該当事項はありません。

(11) リース取引の処理方法

（借手側）

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

（貸手側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に準じた会計処理によっておりますが、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日）第81項に基づき、平成20年3月末における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首帳簿価額として計上しており、利息相当額については、その総額を残存リース期間中の各期に定額で配分しております。なお、同適用指針第80項を適用した場合に比べ、税金等調整前中間純利益は403百万円少なく計上されております。

(12) リース取引の収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準はリース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してございました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から7年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は21百万円（税効果額控除前）であります。なお、繰延ヘッジ利益はありません。

連結される子会社及び子法人等については、該当事項はありません。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び資金関連スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

連結される子会社及び子法人等については、該当事項はありません。

(14) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（連結の範囲に関する適用指針）

「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第22号平成20年5月13日）が平成20年10月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用しております。これによる影響はありません。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の出資額総額(連結子会社及び連結子法人等の出資額を除く) 36 百万円
2. 貸出金及びその他資産(以下「貸出金等」という。)のうち、破綻先債権額は 7,681 百万円、延滞債権額は 46,640 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金等(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金等」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金等であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金等であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金等以外の貸出金等であります。

3. 貸出金等のうち、3 カ月以上延滞債権額は 114 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金等で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金等のうち、貸出条件緩和債権額は 14,619 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金等で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 69,055 百万円であります。

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 8,368 百万円であります。

7. ローン・パーティシペーションで、平成 7 年 6 月 1 日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 3 号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、33,499 百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 153,758 百万円

リース投資資産 1,780 百万円

担保資産に対応する債務

預金 1,357 百万円

債券貸借取引受入担保金 5,029 百万円

借入金 1,092 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 50,132 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 602 百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、394,183 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 389,654 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行

並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行及び一部連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法上の路線価等に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 33,639百万円
 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金7,000百万円が含まれております。
 13. 社債には、劣後特約付社債8,000百万円が含まれております。
 14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,120百万円であります。
 15. 1株当たりの純資産額 608円35銭

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益279百万円を含んでおります。
 2. 「その他経常費用」には、貸出金償却1,076百万円及び偶発損失引当金繰入882百万円を含んでおります。
 3. 1株当たり中間純利益金額 17円51銭
 4. 継続的な地価の下落及び貸与資産の未使用等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について「減損損失」として特別損失に410百万円を計上しております。

場所	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)
長崎県内	事業用資産等	土地建物	175
	遊休資産	土地建物等	46
長崎県外	事業用資産等	土地建物	186
	遊休資産	土地建物	1

事業用資産については、営業店単位(ただし、個人特化店・出張所等は母店と連携して営業を行っており相互補完関係が強いので、母店と一体として)をグループの単位として取り扱っております。また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。

なお、回収可能価額の測定は、正味売却価額及び使用価値によっており、正味売却価額は不動産鑑定評価額等に基づき算定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローを1.73%で割り引いて算定しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	42,422	43,923	1,501

地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	48,168	48,570	402
その他	—	—	—
合計	90,590	92,494	1,903

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの (平成 21 年 9 月 30 日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	37,918	34,489	△3,428
債券	610,530	621,417	10,887
国債	330,970	337,978	7,008
地方債	145,166	148,161	2,994
短期社債	—	—	—
社債	134,392	135,277	884
その他	121,177	117,152	△4,024
外国債券	92,114	91,858	△256
その他	29,062	25,294	△3,767
合計	769,626	773,060	3,434

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 変動利付国債について、当中間連結会計期間末においては市場価格を時価とみなせない状況にあると判断し、合理的に算定された価額により評価しております。

これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が 4,625 百万円、「その他有価証券評価差額金」は 2,755 百万円それぞれ増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、当行から独立した複数の証券会社により呈示されたものであり、一般に広く普及している理論値モデル (国債の利回り等から推計した将来発生するキャッシュ・フローを現在価値に割り引く一般的な理論値モデル) を使用して算定されております。なお、主な価格決定変数は、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティであります。

3. その他有価証券で時価のあるものについては、①時価が取得原価に比べて 50%以上下落している場合、又は、②時価が取得原価に比べて 30%以上 50%未満下落している場合で、有価証券発行会社の財務状況や過去の時価の推移等を勘案し、時価の回復可能性があると思われる場合を除き、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理 (以下「減損処理」という。) しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、19 百万円 (うち、株式 19 百万円、外国債券—百万円) であります。

(追加情報)

従来、時価が取得原価に比べて 30%以上下落している有価証券については、時価の回復可能性がないものと判断し、減損処理を行っていましたが、世界的な金融危機により株式等のボラティリティが急激に大きくなっている状況等を鑑み、前連結会計年度の第 3 四半期より、上記のように変更しております。

この変更により、当中間連結会計期間の時価のある有価証券の減損額は 3,630 百万円減少し

ております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

内 容	金 額（百万円）
満期保有目的の債券	
私募事業債	3,590
その他有価証券	
非上場株式	1,808
出資証券	379

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成21年9月30日現在）

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成21年9月30日現在）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上はありません。

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションはありません。

（自己資本比率関係）

国内基準に係る連結自己資本比率 11.49%